

九州野生動物保護チーム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、九州野生動物保護チームと言う。

2 英語名を KYUSHU WILDLIFE RESCUE TEAM とする。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を大分県大分市雄城台住宅地 19-11 に置く。

(目的)

第3条 この団体は日本国内に生息する傷病野生鳥獣の保護、治療、リハビリテーションを行い野生復帰までの手助けを行いながら、大分県内に傷病野生鳥獣専用の収容施設の開設を目指す。又、保護活動を通じて生物多様性の保全及び自然環境の保全に取り組み、子供たちや一般市民への啓蒙活動を行い、社会への貢献をする。

(非営利活動の種類)

第4条 この団体は、次の非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子供の健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成する為に次の事業を行う。

(1) 非営利活動に係る事業

- ①傷病野生鳥獣専用の保護収容施設の開設。
- ②傷病野生鳥獣（猛禽類）の保護、治療及び野生復帰に向けてのリハビリテーション。
- ③野生猛禽類の生体調査、研究。
- ④教育機関、公共施設、各種イベント等での自然環境教育及び啓蒙活動。
- ⑤カラス、鳩等の有害鳥獣の駆除及び防除。
- ⑥野生鳥獣の違法捕獲、飼育及び密猟防止の為の啓蒙活動。
- ⑦行政、獣医師、関連団体との情報交流。
- ⑧海外保護団体との交流事業
- ⑨鷹匠スクール事業
- ⑩鷹狩り法整備事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この団体の会員は、2種類とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同し、入会した個人または団体。
- (2) 賛助会員 この団体の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人または団体。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、その旨を文書で代表者に申し込むものとし、代表者は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 代表者は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
3. 会員として入会しようとする者は、代表者が別に定める入会申し込み用紙により、入会金、年会費を添えて代表者に申し込むものとする。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、団体で定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があった時
- (2) 本人が死亡、または会員である団体が消滅した時
- (3) 継続して3ヶ月以上年会費を滞納した時
- (4) 除名された時

(退会)

第10条 会員は、退会しようとする時は、その旨を文書で代表者に提出して任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する時は、代表者の判断により会員を除名することが出来る。この場合、その会員に対し、除名前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反した時
- (2) この団体の名誉を毀損し、設立趣旨に反し、または秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、年会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この団体は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事の内、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。
- 3 理事は、理事会において専任し、総会において報告する。
- 4 監事は、総会において選任する。
- 5 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の2分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事は、理事またはこの団体の職員を兼ねることが出来る。

(役員職務)

第14条 代表理事は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故がある時または代表理事が欠けた時は、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務または財産に関し不正な行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をする為に必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の為または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

2. 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
3. 役員は、再任されることが出来る

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 理事及び監事に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、または心身の故障の為職務の執行に堪えないと認められる時は、理事は理事会の議決により、または監事は総会の議決によりその役職を解任することが出来る。この場合、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることが出来る。

2. 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することが出来る。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この団体の事務を処理する為、この団体に事務局長その他の職員を置くことが出来る。

第4章 会議

(会議の種別)

第20条 この団体の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権限)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の選任または解任
- (3) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- (4) 合併
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回7月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の4分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 第14条第4項4号に基づき監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるものの他、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することが出来ない。

(総会における書面表決権)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席出来ない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または正会員を代理人として表決を委任することが出来る。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名2人が署名、または記名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事故を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 予備費に関する事項
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 理事の選任または解任、役員の職務及び報酬
- (7) 会員の除名
- (8) 資産の管理
- (9) 借入金の借り入れに関する事項
- (10) その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄に関する事項
- (11) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項と

する。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第37条 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名または記名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この団体の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この団体の会計は、特定非営利活動促進法第27条に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計区分)

第42条 この団体の会計は、次のとおりにする。

(1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

(事業年度)

第43条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算等)

第44条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、全事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算超過または予算外の支出に充てる為、予算中に予備費を設けることができる。
- 5 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
- 6 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この団体の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第48条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 この団体が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、総会の議決を経て他の特定非営利活動団体または法人で、当団体と目的を同じくするものに譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第7章 雑則

(公告の方法)

第50条 この団体の公告は、この団体の掲示場に掲示する。

(施行細則)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員は、次のとおりとする。

| | |
|------|-------|
| 代表理事 | 工藤 公明 |
| 専務理事 | 和才 隆秀 |
| 常務理事 | 安部 一 |
| 理事 | 門脇 高志 |
| 〃 | 工藤 公香 |
| 〃 | 吉田 篤志 |
| 〃 | 安部 敏秀 |
| 監事 | 和才 美弥 |

3 この団体の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成26年7月31日までとする。

- 4 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この団体の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 6 この団体の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員
- ① 入会金 5000円
- ② 年会費 5000円
- (2) 賛助会員
- ① 入会金 0円
- ② 年会費 5000円

平成25年2月26日

設立時役員 大分県大分市雄城台住宅地 19-11
工藤 公明

設立時役員 大分県国東市国見町中 1057-2
安部 一

設立時役員 福岡県北九州市八幡西区星ヶ丘 2丁目 19-11
和才 隆秀